

# 主要国の年金制度の国際比較

(※1)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ(※2)	フランス(※2)	スウェーデン(※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者	居住している被用者は原則加入 (注)医師、弁護士等の一部の自営業者も加入	無業者を除き居住者は原則加入	一定以上の所得のある居住者(※3)
保険料率 (一般被用者の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,520円 (2023年度額)	12.4% (労使折半)	25.8%(※4) 〔 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8% 〕	18.6% (労使折半)	17.75%(※5) 〔 本人 : 7.30% 事業主 : 10.45% 〕	17.21%(※6) 〔 本人 : 7.0% 事業主 : 10.21% 〕
支給開始年齢 (※7)	厚生年金保険 ・男性：64歳 ・女性：62歳 (注)男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引き上げ予定 国民年金(基礎年金) 65歳	66歳 (注)2027年までに 67歳に引き上げ予定	66歳 (注)2028年までに67歳 に引き上げ予定 (注)2046年までに68歳 に引き上げ予定	66歳 (注)2031年までに 67歳に引き上げ予定	満額拠出期間(※8) を満たす場合 62歳 (注)2030年までに 64歳に引き上げ予定 満額拠出期間 を満たさない場合 67歳	— (注)63歳以降本人が 受給開始時期を選択 (注)2026年までに64歳 に引き上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)(※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注)プレミアム年金は 積立方式

※1 2023年4月1日時点

※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。

※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住又は就労歴が必要。

※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。

※5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。

※6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。

※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。

※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1958~60年生まれの者は41年9か月(167四半期)であるが、段階的に延長されており、1965年生まれの者以降は43年(172四半期)となる予定。

※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。

資料出所： 各国政府の発表資料 ほか